

小売業・卸売業の皆さん!!

安全衛生管理は充実していますか？

第3次産業の労働災害が増加しています!

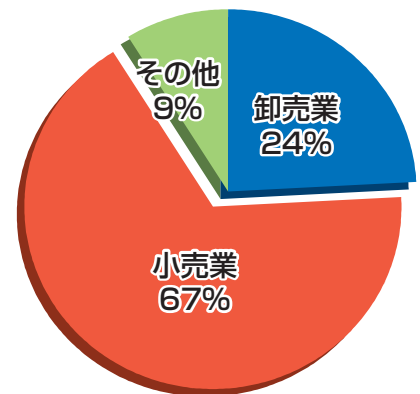
(*交通運輸業、陸上貨物運送事業及び港湾貨物運送業を除く)

近年、サービス経済化の進展等により短時間労働者、アルバイト等の非正規労働者が増加する等、労働者数の増加を背景に、第3次産業における労働災害が全産業で減少している一方で増加傾向にあります。

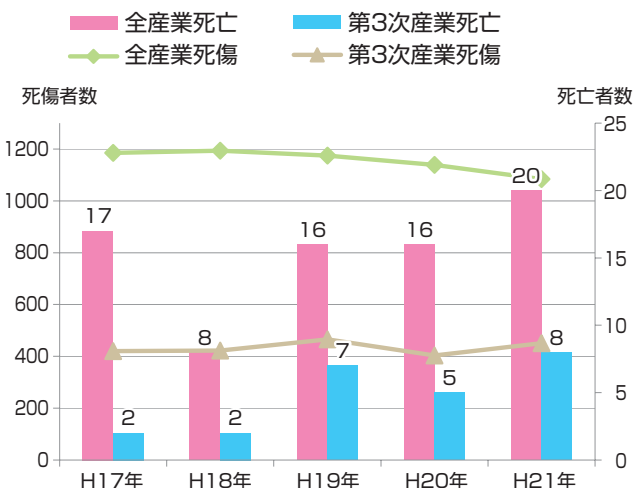
平成21年の県内の死傷災害の4割を第3次産業が占める状況となっており、死亡者数も8名と全体の4割になりました。

第3次産業において特に災害が多発しているのは**卸売業・小売業**を中心とする「商業」となっています。

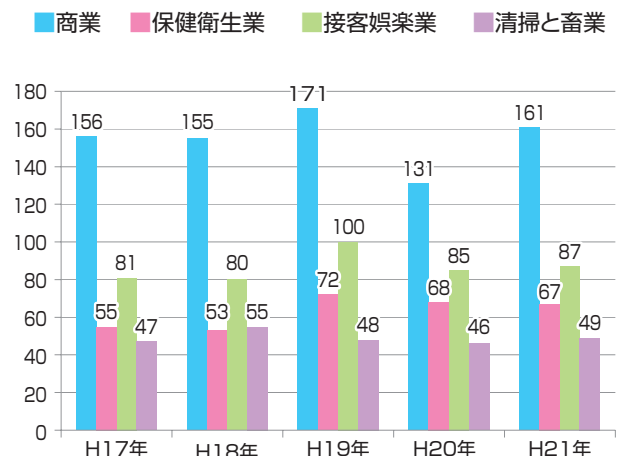
商業の労働災害内訳
(県内、過去5年間)



労働災害の推移(県内、平成17年~21年)



第3次産業の主な業種における労働災害の推移(県内、平成17年~21年)



アンケートでは安全衛生活動が低調な事業場が多いとの結果(中央労働災害防止協会の研究報告書より)

労働災害の分析結果

(*回答者は安全衛生管理担当者)

小売業の労働災害で、最も多い**転倒災害**について分析したところ、滑って(42.6%)、つまづいて(22.7%)が多く、被災時の作業については、移動中(31.2%)、人力による運搬作業(15.5%)が多くなっています。

転倒災害の要因を分析すると、不安全な状態としては、滑りやすい床面・通路(28.2%)、物の置き場所の不適切(10.4%)が多く、不安全な行動としては、確認しないで次の行動をする(27.6%)、不安全な状態の放置(13.4%)が多くなっています。

災害発生時間では、始業時間直後の午前8時から11時が多くなっています。

管理面からみると、経営者は現状について「労働者の安全衛生に対する意識が低いため」(47.2%)、「安全衛生活動が不十分なため」(40.7%)としており、**安全衛生管理に問題があるとの認識が低いことが認められました。**

事業場における安全衛生活動の現状

常時50人以上の労働者がいる店舗で「安全衛生委員会等がある」と回答したのは71.4%ですが、産業医を選任している店舗でその職務遂行状況を確認したところ「月1回程度の来社」は28.2%、「衛生委員会参加、職場巡視」は37.6%にとどまっており、「特に定期的な活動はない」が29.4%もありました。

商業における事故の型ワースト3

1位 転倒災害

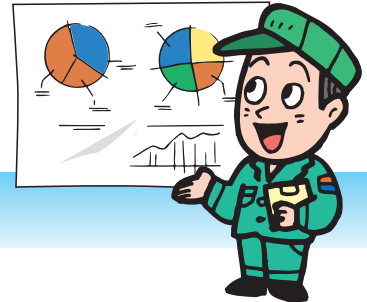
主に通路や作業床での転倒災害が多いものの、北陸特有の雪による転倒災害が少なくありません。

2位 墜落・転落災害

主に階段や商品搬入口からの墜落災害ですが、脚立やトラック、フォークリフトからの墜落災害も発生しています。

3位 交通事故

営業中や商品の納入のための運転中の交通事故が多発しています。



安全衛生管理を充実させてください

安全衛生管理体制を整備しましょう。

常時50人以上の労働者(アルバイト等を含む)を使用する事業場においては、衛生管理者・産業医を選任してください。加えて各種商品卸小売業では、安全管理者を選任してください。

常時50人未満の労働者を使用する事業場においては、衛生推進者(各種商品卸小売業では安全衛生推進者)を選任してください。

安全衛生教育を実施しましょう。

新規に雇い入れた労働者(非正規労働者を含む)に対する社員教育に、「安全衛生」に係る教育を必ず盛り込んでください。

交通労働災害防止対策を行いましょ。

配送部門の運転業務に従事する者に対し、交通労働災害防止の教育・研修を行ってください。

また、店舗周辺や配達区域に係る「交通危険マップ」を作成し、運転者全員分の「ヒヤリ・ハット事例」を集めて有効に活用しましょう。

健康管理を適切に行いましょう。

非正規労働者を含めて「健康診断」を実施します。(実施対象者となる非正規労働者の詳細は労働局・労働基準監督署にお聞きください) 有所見者については産業医等から聴取した意見に基づき、就業上の措置をとる、保健指導、精密検査を受けるよう勧奨する等の事後措置を必ず実施してください。

メンタルヘルス対策を行いましょ。

取引先や顧客との対人関係によるストレスが多くなっています。管理監督者や同僚と積極的にコミュニケーションをとれる機会を作り、早期に心の問題を抱えている労働者を把握できるような体制をとりましょ。

衛生委員会(安全衛生委員会)を毎月1回以上開催し労使による審議を行うこと等により、職場の安全衛生に対する意識を高めましょ。

すでに衛生委員会等が設置されている場合はマンネリ化しないような努力(例えば安全衛生の担当者を持ち回りにして、委員を交替させる等)を行いましょ。衛生委員会等には委員を必ず出席させ、積極的に審議を行いましょ。